附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中所得税法施行規則第四十条の十の二の改正規定、同令第五十三条第一項第三号の改正規定、同令第七十二条の四第一項の改正規定、同令第七十七条の二第一項及び第七十七条の三第一項の改正規定、同令第七十七条の四の改正規定、同令第七十七条の五の改正規定、同令第七十七条の六の改正規定、同令第八十二条第一項第五号の改正規定、同令第八十三条第一項の改正規定、同令第九十四条の二の改正規定、同令別表第三㈡の改正規定、同令別表第三㈣の改正規定（同表の備考25に係る部分を除く。）、同令別表第五㈠の改正規定、同令別表第五㈢の改正規定、同令別表第五㈤の改正規定、同令別表第五㈥の改正規定、同令別表第五㈦の表の備考2㈦の改正規定並びに同令別表第六㈢の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　平成三十二年一月一日

二　第二条中所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の附則に一条を加える改正規定　平成三十二年四月一日

三　第一条中所得税法施行規則別表第五㈣の改正規定及び同令別表第五㈤の改正規定　中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）の施行の日

（所得金額の計算の通則に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第十九条の四第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併及び分割型分割について適用し、施行日前に行われた合併及び分割型分割については、なお従前の例による。

（確定申告書の記載事項に関する経過措置）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百二十二条第一項に規定する財務省令で定める事項は、新規則第四十七条第一項に規定する事項とする。

2　改正法附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第百二十二条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、新規則第四十七条第二項に規定する記載とする。

3　新規則第四十七条第三項（第六号に係る部分に限る。）（新規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に平成三十一年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に平成三十年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

4　新規則第四十八条第二項（新規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に平成三十一年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置）

第四条　新規則第五十三条第二項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（決算に関する経過措置）

第五条　新規則第六十条の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第六条　新規則別表第六㈠に定める書式は、施行日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、施行日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2　新規則第九十四条の二第一項の規定及び新規則別表第六㈢に定める書式は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3　前二項に規定する書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六㈠及び別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第七条　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第四十七条第二号又は第四十八条第二号」を「第四十七条第三項第二号又は第四十八条第一項第二号」に改める。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中「及び第八十一条」を「、第八十一条」に、「）の」を「）及び第八十六条（基礎控除）の」に、「ニまで」を「ホまで」に改め、「並びに基礎控除の額」を削り、同条第二項中「第七十九条及び」を「第七十九条、」に、「までの規定」を「まで及び第八十六条の規定」に改め、「並びに基礎控除」を削り、「ニまで」を「ホまで」に改め、「及び基礎控除の額」を削り、同条第三項第二十二号中「外国税額控除」を「分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除」に、「、その」を「、これらの」に改める。

第四十七条の五の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「第四十七条第二十号」を「第四十七条」に改め、「、第四十七条の五の改正規定」を削る。

附則第五条の見出しを「（確定申告書の記載事項に関する経過措置）」に改め、同条中「第四十七条の五（還付等を受けるための申告書の記載事項の特例）」を「第四十七条第一項及び第二項（確定申告書の記載事項）」に改める。

附則第七条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新規則第八十一条の七第三項第一号」を「所得税法施行規則第八十一条の七第三項第一号（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）」に、「おける新規則」を「おける所得税法施行規則」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は同条第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。

附則第八条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令」を「所得税法施行令」に、「第九項の」を「第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）の」に改め、同条第三項中「三年経過日」を「経過日」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「新規則」を「所得税法施行規則」に、「の規定の」を「（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定の」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。

附則第九条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令」を「所得税法施行令」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「新規則」を「所得税法施行規則」に、「の規定の」を「株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定の」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十三条第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。